

日医発第 355 号（年税 29）

平成 30 年 7 月 3 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

四段階税制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置） 存続のための調査について（協力依頼）

今般、日本医師会では、医療関連税制の重要課題である四段階税制（社会保険診療報酬の所得計算の特例）について、税制要望のための基礎資料とすることを目的に、「四段階税制の実態調査」を下記により実施することと致しました。

四段階税制につきましては、これまで毎年、税制要望の重点項目として、関係各方面に強く要望し実現させてきたところであります。

平成25年度税制改正では、本制度の適用対象について「医業収入が7千万円以下」とする要件が追加されましたが、その利用実態を把握した上で理論構築をし、関係省庁と折衝することが重要・不可欠であり、調査へのご協力を是非ともお願いする次第です。

調査票等は本会より直接、調査対象となる貴会管下の会員医療機関に発送いたします。貴会におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、会員から問い合わせがあった場合には、趣旨をご説明いただき、自主的協力を促していただきたく、お願い申し上げます。

また、本調査の集計・分析は、日本医師会・年金税制課が担当し、収集されたデータは統計的に処理した上で本調査の目的のみに利用し、医療機関の特定につながる形での公表はしないことを申し添えます。

記

1. 調査の目的

医療機関における四段階税制の適用の実態を把握し、四段階税制が、小規模医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにするために必要・不可欠であることを調査結果から明らかにし、税制要望の基礎資料とする。

2. 調査対象

全国の診療所の個人立開設者 4, 500件。

診療所所在地について、「21大都市」、「地方市」、「郡部」の各カテゴリーについて、個人診療所の日医A1会員の都道府県別構成比を満たすよう、各1, 500件無作為抽出。

3. 調査項目（詳細は調査票参照）

- ・ 基本情報（申告区分、特例適用区分、診療科目、他）
- ・ 申告関係情報（収入金額、必要経費額、所得金額、他）
- ・ 四段階税制の適用の状況（概算経費額、措置法差額、他）

4. 調査時期

平成30年7月9日（月）～7月31日（火）

5. 会員への送付資料（別添の通り）

- (1) 「四段階税制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）の存続のための調査協力へのお願い」
- (2) 「調査票」
- (3) 「参考資料」

6. 謝礼

回答者に対する謝礼はございません。

以上